狛江町広報

第108号　発行　昭和44年3月1日　狛江町役場（480）1181（代）

昭和44年2月1日現在（推計人口）

		本月	前月比
人口	男	28,376	80
	女	27,227	98
	計	55,603	178
世帯数		18,886	58

狛江町役場（夜間専用）
電話（480）1188
狛江町水道課事務所
電話（480）0201
狛江消防署
電話（480）0119

四月から戸別収集に
危険物入れ共同容器を廃止

現在、不燃物の収集は町内に危険物入れを設置していますが、広報などによる再三のお願いにもかかわらず一部の心ないかたたちが台所のごみや紙くずなど燃えるものまで捨てるため、危険物入れ設置付近の町民のかたがたに非常に迷惑をかけ、また、町の美観をそこね、衛生上も好ましくありません。そこで、不燃物の収集を四月一日から月一回の戸別収集に切り替えます。現在設置してあります危険物入れは三月三十一日で廃止しますので、絶対に捨てないでください。

なお都営狛江アパート、多摩川住宅、神代団地については従来どおりの方法で収集します。

不燃物の収集方法、収集日などは次のようになります。

収集方法

月一回戸別収集（現在収集していますす台所のごみと同じ方法で収集します）。

収集日

下図のとおり地区ごとに曜日を定め収集します。（収集日以外は絶対に出さないで次の収集日まで保管してください）

なお、N地区の都道ぞいは朝七時ころから収集しますので、早朝に出せないかたは、収集日の前日の夜に交通のじゃまにならないように出してください。

また不燃物は、あき箱、じょうぶな袋などの容器に入れて出してください。

注意

不燃物の中に台所のごみなど燃えるごみを絶対に入れないでください。もし燃えるものがはいっていた場合には収集しません。

不明の点がありましたら、衛生課にお問い合わせください。

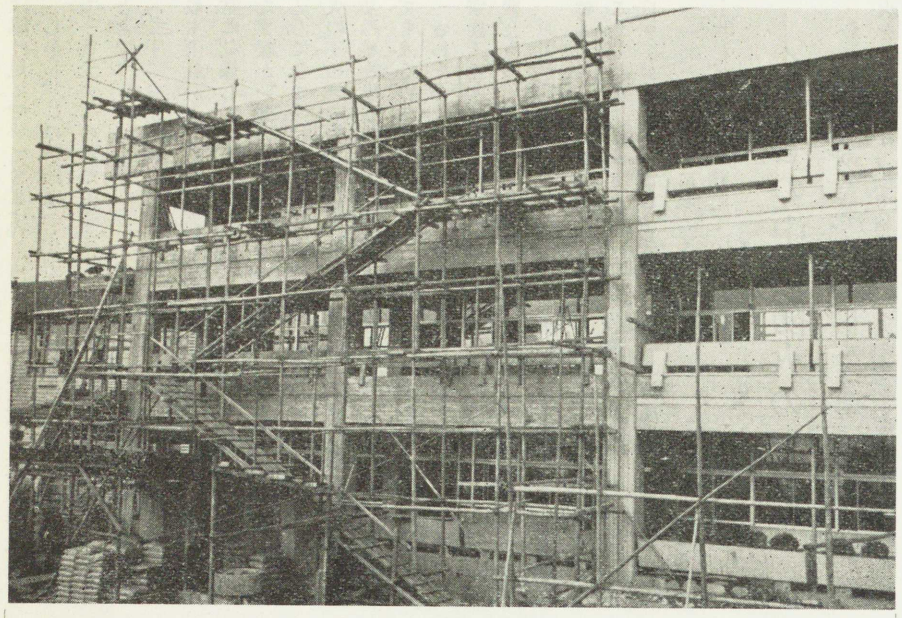

順調に進む三小の増築

第三小学校は，人口の増加に伴って就学児童が急激にふえ教室不足になっています。そのために，町では昨年10月から増築工事を行なっていますが，予定どおり順調に進められています。（写真は５月の完成を目ざして進められる増築）

第一次水道事業の拡張
44～46年度まで　3か年計画で実施

狛江町水道事業は、昭和三十八年に発足し五か年計画に基づいて着工されましたが、中途において、三多摩分水受水のための設計変更を行ない、昭和四十三年度末に、当初計画した施設が完成します。

しかし、その間、都営狛江アパート、多摩川住宅などの急激な人口増加や、水洗などによる各家庭の水使用量の増大のため、既完成の施設における配水量では、今後一部の地域に断減水のおそれも生じてきますので、早急に施設の拡充の必要にせまられています。

そこで、当町では昭和四十四年度から昭和四十六年度までの三か年計画で第一次拡張計画を実施します。

既施設

一、給水人口　五万人
一、ひとり一日平均給水量
　百八十リットル
一、一日平均給水量
　九千リッポーメートル
一、一日最大給水量
　一万五百リッポーメートル
一、配水池容量
　六千リッポーメートル

拡張計画

一、給水人口　五万八千人
一、ひとり一日平均給水量
　二百八十リッポーメートル
一、一日平均給水量
　一万六千二百四十リッポーメートル
一、一日最大給水量
　二万三千二百リッポーメートル
一、配水池容量
　九千七百リッポーメートル
（新しく着水池七百リッポーメートル、配水池三千リッポーメートルのものを造ります。）

以上の施設に拡張するために要する費用は、約三億円でその大部分は企業債によって行なわれます。

不燃物収集曜日

地区	曜日
A	第一水
B	第一木
C	第一金
D	第一土
E	第二水
F	第二木
G	第二金
H	第二土
I	第三水
J	第三木
K	第三金
L	第三土
M	第四水
N	第四木

不燃物収集区割図

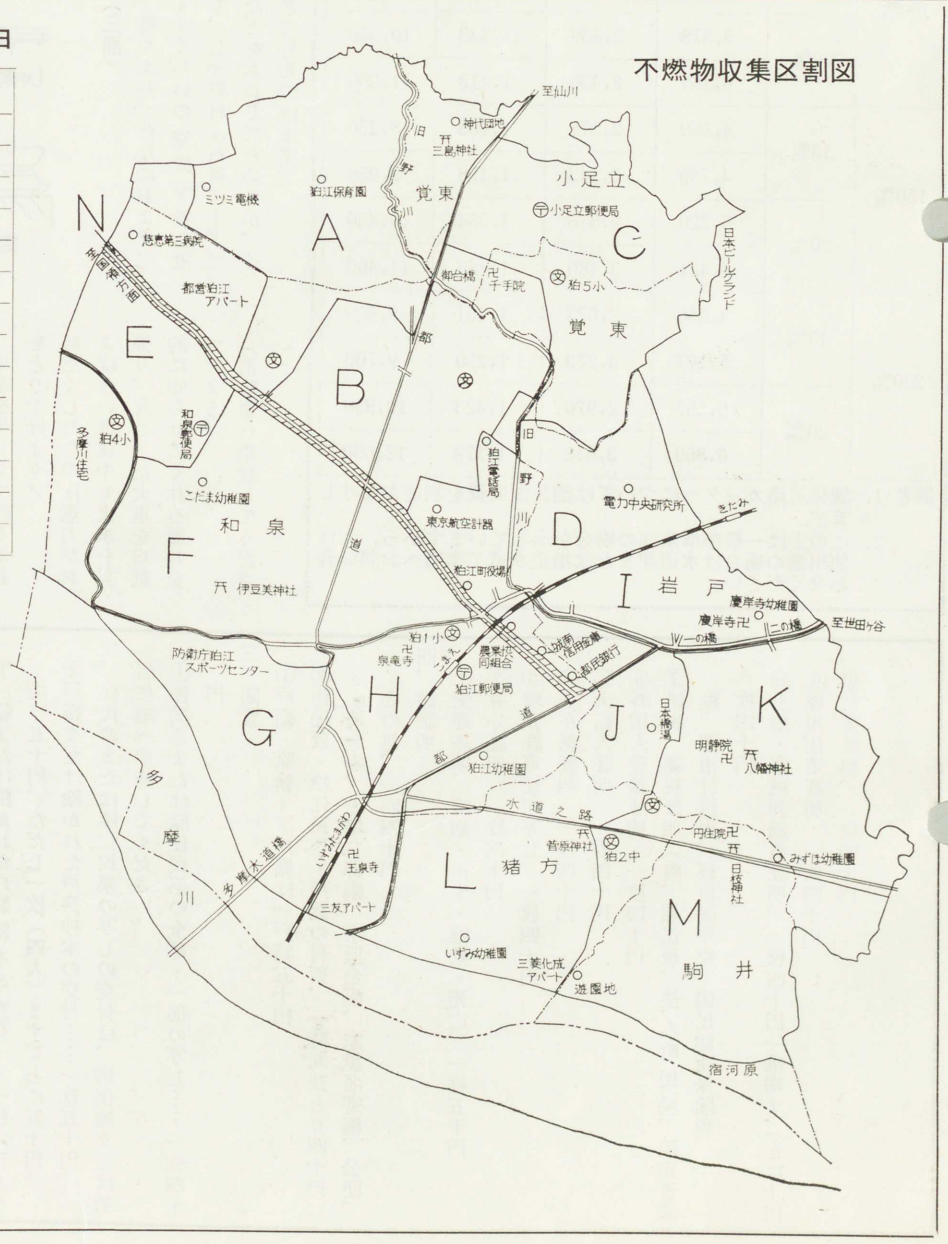

春の火災予防運動

2月28日～3月13日

花だよりをのせた南の風「春一番」の訪れとともに春は駆け足でやってきます。

しかし、この季節は一年中で一番大火事の起こりやすいときです。

二月、三月は年間を通じて最も雨量が少なく、空気が非常に乾燥しているところに、なま暖かい強い南の風が吹き込んできます。ちょっとした火の不始末でもすぐ火災になりみるみるうちに大きくなってしまうのです。

さわやかな春、行楽の春、家族そろっておでかけになる機会も多くなってきます。

お出かけや、おやすみ前にはもう一度火の元をたしかめこうした火災が起きないようじゅうぶん心がけましょう。

「わたくしの家に限って…」とだれでもが考えているようですが、火事は毎日どこかで発生してます。

火事からとうとい生命と財産を守るために、わたくしたちはつねに「いま、火事がおきたらどうする！」かを考え、その心がまえと、とっさの処置などを考えておくことが必要です。

本年の春の火災予防運動には次のことを重点に呼びかけ、火災の防止と、あわせて焼死事故の防止をはかることになりましたので、この機会に必ず家庭や職場において防火についてお話し合い火災危険の排除につとめましょう。

出かける前に
近所にひと声
かけましょう

くらしの中に防火の習慣

わたくしたちの生活では、火をいろいろな方法で利用していますが、この使い方をあやまると、事故や火災を起こします。

安全な使い方は、こどものうちからしつけておかなければならない問題です。そのために、次のようなことを、日常の生活行動として習慣づけましょう。

一、出るとき、寝るとき、火の元を確かめる。

二、たばこは灰ざらのあるところで吸う。

三、コンロ、ストーブなどのまわりは、いつもきれいにかたづけておく。

家庭の中に防火のくふう

一、火を使う場所を燃えないようにする。

火災から生命と財産を守るために、火を使う場所を防火的に改善したり、避難のためのかんたんなものを用意しておきましょう。

一、二図のように、これだけの間隔があればどうやら安全圏内といえますが、大きななべをかけたときや油なべに火がはいったときなどはいちがいに「安全です」とはいい切れないのです。

（一図）

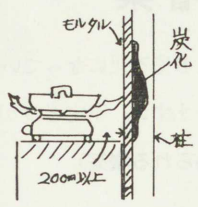

大きななべをかけると炎はなべの底をはって長くのび直接壁にあたることもあります。「壁はモルタルでできているからだいじょうぶだ」とお思いの人は認識不足です。モルタルそのものは燃えませんが、図のように裏側にある木ずりや、柱が熱におかされて炭化しここから火事になった例がたくさんあります。

（二図）

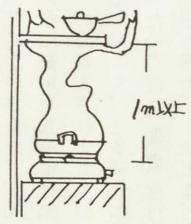

たなまでじゅうぶん距離があったのですが、油なべに火がはいり、また、たなに油の蒸気がしみ込んでいたなどの悪条件が重なり火事になった例があります。

（三図）

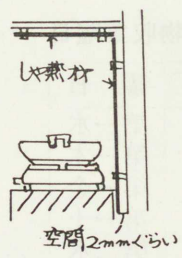

壁や天井、たなにおよそ二ミリぐらいの空間を持たせて、しゃ熱材（石膏ボード）などを木ねじでとめるか、くぎで打ちつけます。

日曜大工で趣味と実益をかねて防火のくふう、改善にあたってみてください。

二、避難のときは日ごろ使っているものを！

（四図）

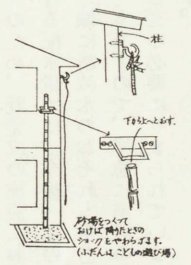

窓べで物干し用として使っているロープでも避難できます。

物干しざお（通称二間もの、径四センチメートル以上）を利用してください。

ロープは大きめのもので長さは地上一メートルぐらいまでとどけば大じょうぶです。

三、火事を早く見つける器具をとりつけよう！

わたくしたちの注意力がおよばない真夜中も火事を見張り、起こった火事を自動的に知らせてくれる器具をつけよう。

（消防署へ相談してください）

早い通報　少ない損害

家庭と町に防火の体制

一、ふだんから消火の準備をしておく。

二、火事のときは、大きな声で隣近所に知らせ一一九番で早く通報する。

三、家族の皆さんがそろって、火事のときなどに家の火のとり扱いや、もし、火事になったらどうするか、地震のときはどうするか、防災会議を開き、話し合う。

給水工事単価の改正

4月1日から実施

給水工事費は、最近、材料費・工賃の値上がりにより、やむをえず、次のように本管取出工事費の改正を行ない、四月一日以降新規に申し込みをされる分から実施します。

新単価による町納付金のあらましは、次のとおりです。

本管取出工事（工事委託分）の工事価格改正表
（上段は現行，下段は改正額，）

本管	取出管	材料費	賃金	事務費	合計
75㎜	13㎜	4,182	2,528	1,040	7,750
		4,337	3,069	1,094	8,500
	20㎜	5,833	2,823	1,294	9,950
		6,019	3,410	1,421	10,850
100㎜	13㎜	4,227	2,541	1,032	7,800
		4,475	3,091	1,134	8,700
	20㎜	5,878	2,839	1,333	10,050
		6,157	3,430	1,413	11,000
150㎜	13㎜	4,569	2,578	1,103	8,250
		4,749	3,143	1,158	9,050
	20㎜	6,220	2,876	1,354	10,450
		6,431	3,480	1,489	11,400
200㎜	13㎜	4,966	2,673	1,161	8,800
		5,177	3,273	1,250	9,700
	20㎜	6,557	2,970	1,423	10,950
		6,859	3,612	1,579	12,050

備考 1. 舗装道路カッターについては舗装復旧費を別途お受けします。
2. この表は一般標準家庭の場合を示していますから，大口使用者の場合は水道課または指定水道工事店へお問い合わせください。

窓口申請
手続きご案内
（その六）

今月は諸証明についてご案内します。

わたくしたちの日常生活に次のような証明が必要になります。

たとえば、入学・免許・扶養・登記・住所に関する証明には住民票の写しを、就職・婚姻・遺産相続・転籍・身分に関する証明には戸籍謄抄本などです。みなさんがこれらいずれかの証明を必要とするときには印鑑を持って住民課の窓口に申請してください。

なお、月曜日と土曜日の窓口は混雑してお待たせすることがありますので、できるだけこの日をさけておいでになるようおすすめします。

一、戸籍謄抄本は本籍地へ申請してください。

①戸籍または除かれた戸籍謄本の交付……一枚（三人まで）五十円、ただし一枚（四人）ますごとに五十円。

②戸籍または除かれた戸籍抄本の交付……一枚五十円。

二、住民票または除住民票の写しの交付は、居住地または前居住地へ申請してください。

①住民票または除住民票の全部・一部の写し……一枚四十円

三、閲覧

①戸籍・除籍・原戸籍は一戸籍五十円

②住民票・除住民票・戸籍の付票、一時間ひとり四十円

③土地台帳、土地名寄帳、家屋台帳、家屋名寄帳、公団、その他、一回四十円

四、諸証明

①受理証明（婚姻・出生・離婚・死亡）一枚五十円

②身分証明　一枚四十円

③埋葬許可証明写し、一枚四十円

④不在籍証明　一枚四十円

⑤夫転入証明　一枚四十円

⑥外国人登録証明　一枚四十円

⑦納税、課税証明（町、都民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、）、一枚四十円

⑧土地・家屋評価格証明、一枚四十円一筆増すごとに十円

⑨専用住宅証明、一枚四十円

⑩営業証明、一枚四十円

申告はすみましたか

次のかたは期間中に　町、都民税の申告を

町・都民税の申告をしなければならないかた

一、本年一月一日現在で狛江町に住所を有するかたで、昭和四十三年中に多少にかかわらず所得のあったかた（所得のないかたでも町内に住むどなたかの扶養親族になっていないかたは申告してください）

二、本年一月一日現在で狛江町に事務所、事業所または家屋敷をもっているかたで、町内に住所を有しないかた

三、給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていないかた

四、給与所得者で、給与所得以外の所得があるかた（ただし退職所得で特別徴収されたもの、および少額配当所得は除きます。）

五、家事手伝い人などで、給与所得について所得税の源泉徴収を受けなかったかた

六、給与所得者で他の所得がなく、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されているかたでも、雑損控除、医療費控除を受けようとするかた

以上一から六のいずれかに該当するかたでも、昭和四十三年中の所得について税務署に確定申告書を提出したかたは申告の必要がありません。

また、本年一月一日現在で給与を受けていて、昭和四十三年中の所得が給与だけのかたで勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されているかたも申告の必要がありません。（ただし、中途就職をしたかたで、前職分の給与などが不明のため、年末調整されていない場合を除きます。）

申告書はすでにお手もとにお送りしてありますが、万一届いていない場合は、税務課町民税係に請求してください。

申告について不明の点、疑問の点がありましたら遠慮なく係へお申し出ください。

確定申告にあたって　次のことに注意してください

一、勤務先は納税地になりません。

会社の役員やお勤めのかたで勤務先の所在地を納税地として申告しているような例がありますが、勤務先を納税地とすることは認められていませんので、住所（居住）地の税務署へ必ず申告してください。勤務地などを納税地として申告しますとあとで訂正などのためお互いに手数がかかることになりますので、住所地を納税地として申告してください。

二、税務署から送られた申告書用紙を使ってください。

昨年提出された申告書の状況をみますと、税務署から送られた用紙を使わなかったかたが多く見うけられました。他の用紙を使いますと予定納税額の書きまちがいがあったり、整理のための表示が使えなくなったりして、お互いに余分な手数がかかることになりますので、税務署から用紙の送付を受けたかたは必ずその用紙を使って申告してください。

三、「地方税」欄の記入をお忘れなく

確定申告書を記入するときは、申告書裏面の「住民税・事業税に関する事項」と「昭和四十四年一月一日の住所」の欄をお忘れなく、また事務の能率化のため機械処理をしていますので、氏名はフリガナを忘れずにつけてください。

次に、これらの記載要領を述べます。

住民税

一、「昭和四十四年一月一日の住所」…住民税の賦課期日は、一月一日であり、この日現在における住所を記載します。これは、一月一日現在において住所所在の市町村が住民税の課税権を有することとされているため、必ずしも所得税の納税地と一致しないからです。

二、「給与所得以外の住民税の徴収方法の選択」…給与所得者で、給与以外の所得に対する住民税を給与から差し引くことを希望する場合は「特別徴収」の文字を、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「普通徴収」の文字を、○印で囲んでください。

三、「所得税で控除対象配偶者等とした専従者」…事業にもっぱら従事している生計を一にする配偶者や十五歳以上のその他の親族で、所得税では配偶者控除や扶養控除の対象としたかた、住民税では専従者にしようとする場合に、そのかたの氏名を書いてください。なお、あなたが青色申告者であるときは、そのかたに支給した青色専従者給与額も書いてください。

四、「非居住者の分離課税所得」…所得税で分離課税を受けた非居住者期間中の国内源泉所得は、住民税では総合して課税されますから、その金額を書いてください。

五、「配当に関する住民税の特例」…一銘柄につき一回の配当金額が二万五千円（年一回決算のものは五万円）以下の少額配当所得は、住民税では課税されませんし、また、2所得税で源泉分離課税を選択した配当所得は、住民税では総合して課税されますから、これらの配当所得がある場合は、「申告書の表面の④の配当所得－その④に含まれている少額配当所得＋源泉分離課税の配当所得の」算式で差引計算した金額を書いてください。

〔記　載　例〕
{（申告書の表面の④の配当所得
384,000円
－その④に含まれている少額配当所得）
48,000（24,000円×２回）
＋源泉分離課税の配当所得}
153,000円
＝住民税で申告する額
489,000円

事業税

事業税については、所得税の申告書の書き方の「住民税・事業税に関する事項」の説明をよくお読みのうえ記入してください。

住　所（または事業所・事務所・居所など）

44年１月１日の住所

予定納税または前年納税したときの住所

住民税事業税に関する事項

住民税	給与所得以外の住民税の徴収方法の選択	普通徴収 特別徴収	非居住者の分離課税所得	円
住民税	所得税で控除対象配偶者等とした専従者	氏名	配当に関する住民税の特例	489,000
事業税	所得税で控除されない専従者	氏名　給与　円　月数　月	事業税の非課税所得	円
事業税	所得税で控除されない専従者	氏名　給与　円　月数　月	事業用資産の譲渡損失等	
事業税			海外市場開拓準備金等	取りくずし 積立等
事業税	43年開業月日	月　日		

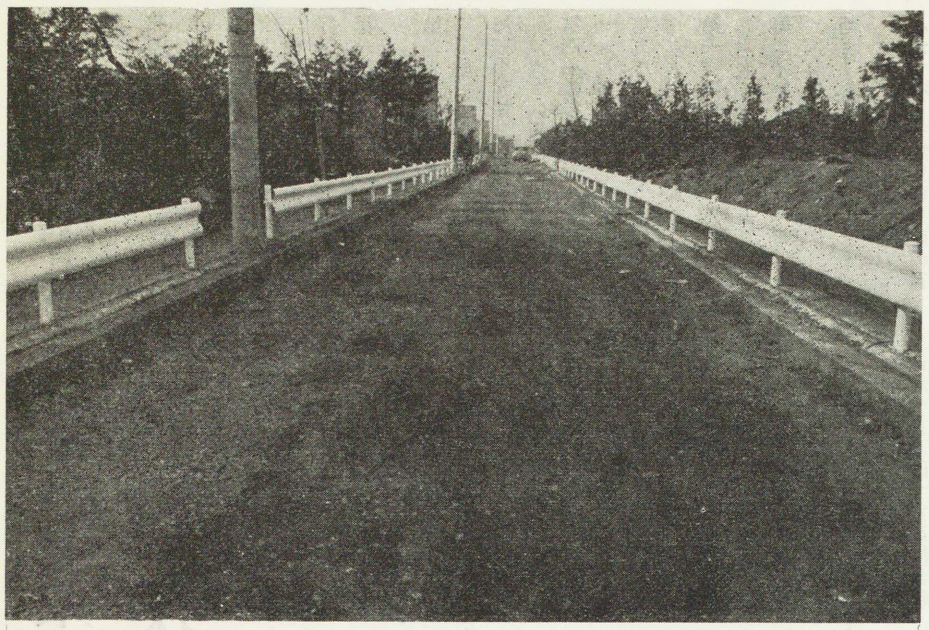

町道422号線、今月中に完成

昨年10月から着工されていた町道422号線（和泉150番地から和泉207番地の間）は，今月中に完成されます。

この町道422号線は，都営狛江アパート裏と，第一中学校前通りに通じる通学路で，道幅８メートル，長さ30メートル，事業費３千万円です。

（写真は近く完成される通学路）

固定資産課税台帳を確かめましょう

ことしの一月一日現在において、狛江町内に土地・家屋および償却資産を所有するかたに固定資産課税台帳により資産の状況・評価額などをおみせしていますのでごらんください。

なお、所有者の都合で課税台帳を確認できない場合は本人の委任状を添えて代理人により台帳の確認をすることもできます。

期間　三月一日～三月二十日
場所　税務課窓口
時間　毎日午前八時三十分～午後五時

所得税の出張収納　武蔵府中税務署

所得税の確定申告と納税は三月十五日までです。

納期限の三月十五日は午前十時から十二時まで、狛江町農業協同組合で収納事務を取り扱いますからご利用ください。

所得税確定申告書　事業税申告書　町・都民税申告書　提出期日は3月15日まで

◉申告期限間近になりますと、受付場所がこみますから、まだ申告のすんでいないかたはすぐに申告してください。

小・中学校の卒業式 日程決まる

昭和四十三年度町立小・中学校の卒業式は、次の日程で行なわれます。

第一小学校　三月二十四日（月）（百二十九人）
第二小学校　三月二十四日（月）（八十四人）
第三小学校　三月二十五日（火）（百四十四人）
第四小学校　三月二十四日（月）（七十七人）
第五小学校　三月二十五日（火）（九十六人）
第一中学校　三月十八日（火）（二百十七人）
第二中学校　三月十八日（火）（百六十二人）

なお、時間は、各小・中学校とも午前十時からです。（　）内は卒業予定者数

青年学級の閉級式

がんばった三十八人の仲間たち

働きながら学ぼうとする青年のために開設されている昭和四十三年度の狛江町青年学級は、毎週、火、木、金曜日午後七時から九時まで、狛江町集会所で、生活に役だつ教養や、華道、ペン習字、料理、スポーツなどの学習、キャンプ、球技大会、宿泊研修会などの活動をしてきましたが、三月十三日に閉級式を行なうことになりました。

学級終了者は三十八人で、開級当時八十人もいた仲間の約半数となってしまいましたしかし、昼間勤めて夜学ぶことの苦しさに耐え、励まし合って修了したかたがたです。

胸ふくらませて巣立つ児童生徒の将来を祝福していただきますようお知らせします。

ノコギリ山にハイキング

——働らく青年のつどい——

狛江町からひとりぼっちの青少年をなくそうと「働く青少年のつどい」を開催します。

対象　町内から勤めている青少年、定員百名

これは教育委員会と狛江町サークル連絡会が協力して、ひとりでも多くサークルや団体にはいって活動するきっかけにしようとして催すもので、ことしは「房総鋸山」へのバスハイクです。

現地では、ハイキングや交歓会など楽しいプログラムがいっぱいです。

日時　三月三十日（日）午前七時～午後六時三十分（雨天の場合は内容を変更して行ないます）

場所　房総鋸山と五百羅漢

会費　五百円（ただし、希望者は昼食費七十円負担）

申し込み　教育委員会に会費を添えてお申し込みください。（電話予約も受け付けます）

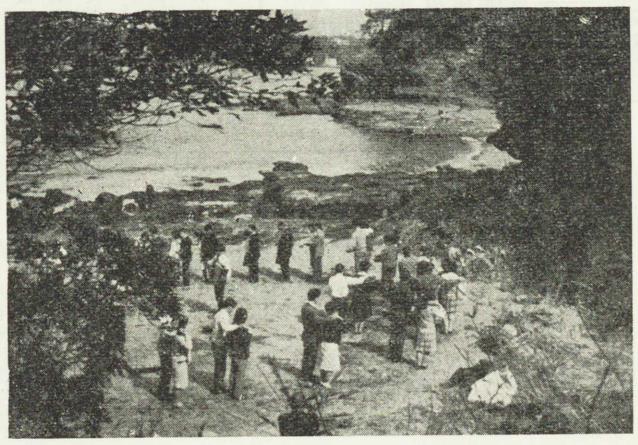

ハイキングに参加、フォークダンスを楽しむ青少年たち

今月の寄贈図書

土屋杢郎氏（小足立九六一）から「夢判断」ほか十四冊、西沢はる氏（和泉二、〇七三）から「白の墓碑銘」をご寄贈いただきました。どうぞご利用ください。

狛江フォークダンスの会

＝創立2周年記念パーティ＝

三月二十三日（日）
午後三時
狛江町集会所ホール
今月のうたをお楽しみにどなたもどうぞ

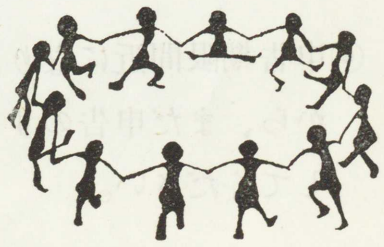

図書室開室

毎週　火・金曜日
午前九時～
午後四時三十分
狛江町集会所
図書室

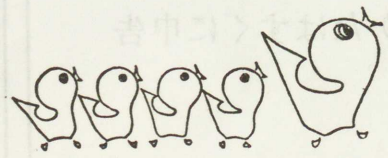

戦災校の復旧を急いでいるとき、六・三制教育実施が義務づけられた。

世は農地解放のあらしのなかで農村地区は学校用地を手に入れるのに大きな支障がつきまとった。建築資材の入手困難である。資金調達もまたむずかしい。全国の市町村長の中で学校建設が思うにまかせず、ために職を辞した者は百七十人の多きに達した。山梨、岡山、香川の三県では三人の村長が責任をとって自殺した。

注目すべきは山梨県の村長のことである。

山梨県中巨摩郡睦沢村の飯沼国行氏は公選による初代村長である。彼は村民より絶大な支持があり、その手腕、力量に全ぶくの信頼がおかれている。名村長である。昭和二十三年に建設委員会は六十三回もひらかれ、かれは学校建設にその意欲をもやした。昭和二十四年二月念願もかない学校ともすれば、楽しみの方に目を奪われて貴重な青年時代を安易に送りがちな現代社会の中で、最後までがんばったこのかたがたに、心から拍手をお送りします。

狛江町の教育展望

教育とは金のかかるもの

教育長　大熊正雄

かえりみて、わが狛江町の現状はどうであろうか。年々歳々人口の増加は学校づくりに狂奔させられている。人口推計からの予想では昭和四十六年以降、小学校の増設三校は絶対に必要である。中学校もこれにより一校は新設せねばなるまい。学校用地獲得に今から考慮せねばなるまいと思う。町内の地主さんに「その際」ぜひご協力を願いたいものである。幸い町当局も議会でも常に深い理解と暖かい配慮がくばられていることに感謝をささげたい。小・中学校の鉄筋化はほぼ完了している。市政施行も間近い。教師諸君もだいたいそろっている。教育効果の今後がたのしみである。社会教育も他の市町村と比較して群を抜いていることを率直に認める。

少ない予算で、少ない施設で、少ない指導員でこの成果に対し賛辞をささげたい。公民館の要望も高い、老人ホームも設営したい。保育園、幼稚園増設も希望している。体育館、図書館、町営総合運動場など狛江の発展は都市化が進むにつれて次元を追いつつ実現されていくことは確約できる。町当局、議会当局が常にこれらの問題に真剣にとりくんでいられる姿を知っているだけに。

睦沢村は戸数二百三十八戸のへき村である。かれの人徳をもってすれば寄付行為を訴えても一戸平均一万円で事がすむ問題である。村民はそ朴で純情そのものの信じ切っている飯沼村長から呼びかけがあれば喜んで協力をおしまないかれらである。当時は新円切り替えのとき、かつ現金は封鎖されているときである。短い月日で現金の調達は期待するだけやぼなことである。なやみに、なやみぬいたかれは一片の遺書に自責の念をかきしるし自殺をもって不明を村民に謝罪した。五月三十一日、さみだれふりしきる。このとき人生の哀感が全国民に知らされ、伝え聞くものが目がしらを熱くしたのもつい昨日のごとく思い出される。

○昭和43年度当初予算
一般会計　7億35,128千円
教育予算（小・中学校費）　1億31,275千円
17.85%
小学生　4,049人　中学生　1,258人
年次中・補正などがあり，では合計増額されている
○昭和44年度当初予算
一般会計　9億7千万円
教育予算（小・中学校費）　2億3千万円
23.71%
小学生　4,426人　中学生　1,480人
町当局の教育優先の予算である
○借財について
1. 国，都，その他から学校建築は借財をもって充てている。
2. 昭和42年度までの借入金の総額は5億7,978万円となる。
3. 元金と利子をつけて毎年返還している借財ただし，これは教育予算とは別の支出ある。

昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和49年度	昭和50年度
33,89万1,563円	48,53万5,738円	55,63万6,190円	1億10,69万0,878円	57,26万4,753円

天文学的数字の借財返還である，現在の小・中学校数ですめば昭和50年から借財返還金が減少していく。

勉強よりまず 身の回りの始末が できるしつけを

新入学児童を持つ家庭へひとこと……

新入学児童を持つご家庭では、服装、持ちもの、健康など、なにかと心づかいをされていることでしょう。

しかし、最近のこどもは幼稚園課程を終えていますので、新入学といっても以前ほど心配はないと思いますが、最低これだけは、身につけさせておきたいものです。

一、自分の名まえがいえる、書ける、読める。
二、あいさつができる。
三、ハイ、イイエの意思表示ができる。
四、ハンカチ、ちり紙の使い方と管理ができる。
五、自分の衣服の脱着ができて用便がたせる。

など、とかく勉強には神経質になりがちですが、なまじっか、字をおぼえさせたり、算数など教えこんだりするとかえって授業にさしつかえることもあるようです。少しばかりの勉強に先走るよりも、まず身の回りの始末ができるようにしつけることがたいせつです。

衣服の着かた、持ち物の整理がきちんとできるよう、お手洗いもじょうずにすませられるようにしておいてくださることを、先生がたは期待しています。

それに、こどもたちも、これまでとは全く変った環境におかれるわけですからその生活に早くなれるように指導し、はげましてやりたいものです。そしてどんなしつけをするにしても、もうすぐ一年生になるよろこびを増していくような心づかいがほしいものです。

あなたの名まえがのっていますか
選挙人名簿を確かめてください

3月8日～14日縦覧

三月一日現在で選挙人名簿の追加登録を行ないます。

昨年九月二日から十二月一日までの三か月間に転入し、住民基本台帳に登録されたかたや、三月一日までに新有権者として新たに選挙権を取得され、申し出をされたかたが、今回定時登録という形で永久選挙人名簿に追加されます。この追加分だけの名簿を次の期間中に皆さんにお見せして、住所、氏名などに誤りのない正しい選挙人名簿として登載します。

縦覧期間中は、登録手続き、または申し出をされたにもかかわらず名簿から漏れた場合には異議の申し出を行ない再登録をすることができます。

ことしは、都議会議員選挙が予定されています。ぜひ自分で縦覧しましょう。

日時　三月八日（土）～十四日（金）
毎日午前八時三十分～午後五時
土曜日、日曜日でも五時まで縦覧することができます。

場所　狛江町役場

新有権者の申出は本日限り

すでに該当されるかたには申出書（往復はがき）を郵送してありますが、きょうが申し出の締切日となっています。まだお手元にあるかたは、必要事項を記入しきょうじゅうに発送されるか、直接選挙管理委員会へ持参されるようお願いします。

農業委員会の選挙人名簿を確かめましょう

2月23日～3月9日縦覧

選挙管理委員会では、農家のかたから申請のあった分について農業委員会等に関する法律第十条に基づいて一月一日現在で選挙資格を調査し、農業委員会委員の選挙人名簿を作成して、今お見せしています。

ことしは、農業委員の任期満了による選挙の年でもありますので、申請されたかたは、縦覧期間内に自分の名まえを確かめておいてください。

日時　二月二十三日（日）～三月九日（日）
毎日午前八時三十分～午後五時
土曜日、日曜日でも午後五時まで縦覧できます。

場所　狛江町役場

タバコは町内で買いましょう

昨年十月一般消費世帯の主婦を対象に、消費動向実態調査（お買物しらべ）を実施しましたところ、調査の対象になった皆さんの熱心なご協力をいただき、二百三十五通の回答が寄せられました。

調査をお願いした事項のほか、皆さんのご意見ご希望を記入する欄には貴重な生活体験から出たご要望などが多数集まり、小売店に対してはかなり手きびしいご意見もあります。すべて建設的なお気持から出たものなので、消費者と商店の結びつきを深め、町の商店が消費者すなわち町民である皆さんの意向をよく察し、より良き奉仕者としていっそう発展向上を期することに役だつようこの集計結果を活用したいと考えています。

調査結果の一つとして、消費者の皆さんが、どういう店でどういう品目のお買物をするかを調べたものは下表のとおりです。

もより品（日常生活に常時必要な品）については、地元小売店と、スーパーストアの利用度が高く、買回り品（必要が生じたとき購入する品）については、地元以外の小売店とデパートの利用割合が多いことが示されました。

全般的にデパート、スーパーストアの占める割合が高く、最近のお買物の傾向がはっきり出ています。また、町の小売店の分布などについても関連があるものと思われます。

消費者からみた品目別，買物傾向割合

	品名	小売店（地元の）	小売店（地元以外の）	デパート	ストア・スーパー	販売店（月賦）	（生協等）売組合（職場の購	（行商等）その他	合計
		%	%	%	%	%	%	%	%
もより品	さかな，肉，野菜	64.3	6.7	2.1	24.5		0.3	2.1	100
	果物	69.2	11.5	1.6	11.7		0.2	5.8	100
	菓子	53.2	9.8	8.8	27.3		0.5	0.3	100
	加工食品	49.2	7.9	9.2	33.0		0.3	0.4	100
	調味料	53.1	4.9	1.7	38.5		0.4	1.4	100
	日用雑貨	45.0	6.9	7.5	39.1		0.5	1.0	100
	化粧品	46.3	19.4	9.0	12.4		7.7	5.2	100
	医薬品	60.7	19.7	1.8	5.5		8.0	4.3	100
	文房具，本	55.9	25.5	10.9	4.1	0.6	2.1	0.9	100
	はだ着	18.3	14.1	35.3	31.1		0.7	0.5	100
買回り品	洋服	6.7	14.4	60.9	10.1	3.9	0.9	3.1	100
	呉服	10.0	22.4	59.1	1.8	1.5	0.9	4.3	100
	寝具	30.1	21.0	38.1	8.5	1.0	0.6	7.7	100
	カバン，袋物	6.4	20.1	65.4	6.8	0.7	0.6		100
	くつ，はきもの	18.1	30.7	42.3	6.0	0.3	1.2	1.4	100
	とけい，めがね	11.7	34.0	45.6	0.8	1.8	5.7	0.3	100
	カメラ	4.9	44.3	31.4	0.9	3.8	11.8	2.9	100
	おもちゃ	16.6	27.4	47.1	6.4	0.5	0.2	1.8	100
	電気製品	22.9	40.6	12.2	3.8	6.5	8.3	5.7	100
	家具，調度品楽器	7.0	31.1	47.3	1.2	8.8	3.3	1.3	100
	贈答品	8.5	5.1	83.4	2.6		0.3	0.1	100
	総合	32.1	19.4	29.0	13.5	1.4	2.5	2.1	100

町民の声
青空駐車を規制してもらいたいが……

問　最近、わたくしの家の近くは青空駐車が多く火災、救急など起きた場合不安です。なんとか規制できないでしょうか。

答　青空駐車の意味がはっきりしませんが、車の保管場所（車庫）がなく道路を車庫かわりにして駐車させておくことだと思います。

昭和三十七年に「自動車の保管場所の確保などに関する法律」が施行され、青空駐車を規制しています。京京都においては、特別区および人口十万以上の都市には適用されていますが、当町には適用されていません。したがって、現在当町において青空駐車は、取締りの対象とされていません。

しかし、道路交通法によって道路の側溝に沿って駐車して、なお車両の右側に三、五メートルの余地がない場所は駐車が禁止されています。

その場合は、車両ナンバー、時間などをなるべく確認して警察に通報すれば、違反駐車として取締りをするとのことです。

2中に救助袋が設置

町では，第2中学校に避難用救助袋を取り付け，2月10日に避難訓練を行ないました。

この避難用救助袋は，消防法によって「災害から人命を守る」ために，学校などの高層建築物に取り付けなければならないことになっています。この設備は，当町の学校で初めてのもので，これによって，もし災害があっても生徒の人命は守られます。

（写真は初めて取り付けられた避難用救助袋）

引揚者特別交付金の手続きはお早めに

昭和四十二年十月から受け付けしている引揚者特別交付金の請求期限は、昭和四十五年三月三十一日までです。認定する都道府県や書類の内容などによっても異なりますが請求の手続きをされてから債券交付まで一年以上かかっております。

まだ請求をされていないかたは、早めに手続きをしてください。

なお、手続きをされたかたは福祉課福祉係までおいでください。

〃交通災害共済〃きょうから受付始まる

すでに先月の広報でお知らせしてありますように、狛江町では四月一日から東京都下の町村が共同で行なっている「東京都町村交通災害共済」へ加入することになりました。したがって、今まで行なわれていた「狛江町交通災害共済」は、解消することになり、今後、狛江町の住民のかたが共済制度へ加入する場合は「東京都町村交通災害共済制度」へ加入することになります。

加入の受付、見舞金の支払い、またはこの制度に対する質問、相談などは従前どおり役場で行ないます。

――申し込みは、簡単――

昭和四十四年度の交通災害共済への加入申し込みの受付は、きょうから開始されました。申し込みは、簡単です。加入者の氏名、住所、生年月日がわかればけっこうです。申込書に会費を添えてお申し込みください。受付は、住民課の窓口です。

もし、不幸にして交通事故にあわれたときのために、ぜひ〃交通災害共済〃へ加入しましょう。

会費　年額　おとな　二百五十円　中学生以下　二百円
見舞金　死亡の場合　五十万円
全治一年以上の傷害　十五万円
〃六か月以上の傷害　十万円
〃三か月以上の傷害　五万円
〃一か月以上の傷害　二万円
〃一週間以上の傷害　五千円
〃一週間未満の傷害　二千円
ほかに交通事故によって重度の身体障害者となられた場合は別に　十万円

こどもを交通事故から守るために次のことを

交通事故は、毎年増加の一途をたどり、とくにこどもの交通事故は急激にふえています。

来月からは、いよいよ新入学児童の通学も始まり、新入学児童のいるご家庭では、なにかと心を配っておられることと思います。罪もないこどもの交通事故はなんとしても防がなければなりません。それにはまず、家庭内で次のようなことを心がけられ、児童の事故防止に努めてください。

(1) 実際に道路に出てみて、手をあげて、いっしょに横断歩道を渡ってみたり、曲り角では左右を確かめてから曲ることを教えてください。

(2) 低学年の場合は、忘れ物をとりに帰るときの事故がふえています。こどもが学校へ行くときは、忘れ物がないか念をいれて気をつけてやってください。

(3) 土曜日の午後は、あしたが日曜日という気のゆるみからか、こどもの事故がふえています。じゅぶん注意してください。

(4) 学校への行き帰りは、できれば上級生をまじえて登校下校できるようにしてください。

予防接種は必ず受けましょう

春の予防接種は四月一日から始まります。日程表は四月に折り込みでお知らせします。見やすいところにはりつけて忘れずに受けてください

予防接種は伝染するおそれのある病気の発生と、まん延を予防するものです。

!!春に行なう予防接種!!

予防接種の種別と対象は別表のとおりです。

⊙予防接種を受ける前の注意

次に該当するかたは予防接種を受けることができません

一、熱のあるかた、血管系、じん臓または肝臓に異常のあるかた、糖尿病、かっけその他医師が予防接種を行なうことが不適当と認める病気にかかっているかた

二、病後衰弱または著しい栄養障害のあるかた

三、アレルギー体質またはケイレン性体質のかた

四、妊産婦（妊娠六か月までの妊婦を除く）

五、その他

イ、種痘については、まん延性の皮フ病にかかっているかたで、種痘により障害をきたすおそれのあるかた、ＢＣＧ、麻疹（はしか）、ワクチン接種後一か月を経過していないかた、また、種痘接種前後二週間以内のかた、また、小児マヒ生ワクチン服用前後二週間以内のかた

ロ、小児マヒ生ワクチンについては、ＢＣＧ、麻疹（はしか）、ワクチン接種後一か月を経過していないかた、また、種痘接種前後二週間以内のかたに当日健康に異常のあるかたは、受ける前の注意をよく注意して、必ず受けてください。

六、このほかに当日健康に異常のあるかたは、受ける前に必ず受付に申し出て、医師の指示にしたがってください。

⊙予防接種を受けたあとの注意

一、接種当日は安静にし、激動、入浴、飲酒などを控えてください。

二、局部反応として接種部位の発赤、痛みなどを認めることがあり、また、全身反応として軽度のけん怠感、頭痛、寒け、三十八度前後の発熱を認めることがありますが、普通二、三日中には特別の処置をほどこすことなく消散します。

三、接種部位は清潔にしてください。

四、種痘、ＢＣＧを接種したあとは、およそ十分、十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光などに当てないで自然乾燥させ、接種部位はこすったり、たたいたりしないでください。

予防接種を受けるかたは、以上のことをよく注意して、必ず受けてください。

	種別	期別	法律上の対象	狛江町春の対象
定期予防接種（無料）	痘種	1期	生後2か月からか12か月に至る期間に1回	昭和43年7月1日から同年12月31日までの出生者
	百日せき・ジフテリア・破傷風混合	1期	生後3か月からか6か月に至る期間に3週間から4週間の間隔で3回	昭和43年7月1日から同年12月31日までの出生者
		2期	1期3回目終了後12か月から18か月の期間に1回	昭和42年1月1日から同年6月30日までの出生者で3種混合で1期を終了したかた
	百日せき・ジフテリア混合	2期		昭和42年1月1日から同年6月30日までの出生者で2種混合で1期を終了したかた
	小児マヒ生ワクチン	1回目	生後3か月からか18月の期間に6週間以上の間隔で2回服用	昭和43年8月1日から昭和44年1月31日までの出生者
		2回目		昭和43年2月1日から同年7月31日までの出生者
	腸チフス・パラチフス混合	1期	生後36か月から48か月に至る期間に1週間の間隔で3回	昭和40年4月11日から昭和41年4月10日までの出生者
		追加	1期終了後60歳まで毎年1回	4歳以上60歳までのかた
	ツベルクリン反応検査		生後3か月以上30歳未満のかた	生後3か月以上30歳未満のかた（ただし15歳以上のかたで既に陽性のかたはレントゲンを受けてください）
	ＢＣＧ		ツベルクリン反応の結果，陰性疑陽性と判定されたかた	ツベルクリン反応の結果陰性既陽性と判定されたかた
任意予防接種	日本脳炎		生後6か月以上	生後6か月以上 （接種方法，料金については5月の広報に載せます）

【注】 腸パラチフスについては昭和44年4月から廃止になるかも知れません。

犬を飼っているかたへ

登録と注射は必ず受け 正しい飼い方を

最近、犬に関する苦情が絶えません。

犬を飼っているかたは、他人に迷惑をかけない正しい飼いかたをするために次のことに注意してください。

一、昼夜をとわず、犬はつないでおいてください。犬に放し飼いのクセをつけますと、放さなければほえて近所迷惑をかけるようになります。また、放し飼いにしますと、他人の敷地内を荒したり、農作物に多大な損害をあたえたりします。なお、都条例により放し飼いは禁じられています。

二、散歩中に、道路や公園などで犬がフンをした場合、飼い主が責任を持ってしまつしてください。

三、不用になった犬、小犬などは放したり、捨てたりしないで衛生課にご連絡ください。

なお、四月から登録の切り替えになります。前年度登録されたかた、新しく犬を飼われたかたは登録をし、春、秋二回の狂犬病予防注射を必ず受けてください。

衛生協会をつくりましょう

「カとハエ」をなくし住みよい生活環境にするには組織的な協力が必要です。今月は衛生協力会の更新（結成）の月ですから、まだ協力会組織のない地区のかたは、この機会に隣近所で話し合ってできるだけ多くの世帯で組織をつくってください。

衛生協力会が結成されますと殺虫剤や殺そ剤を無料で配布します。

組織づくりの相談がありましたら衛生課にご連絡ください。

粉ミルクが無料で受けられます

次のかたは母子保健法により粉ミルクが無料で受けられます。

生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税均等割果税世帯の妊産婦と乳幼児のかたです。以上のかたは印鑑、母子健康手帳を持って住民課の窓口までおいでください。

ごみの不法投棄をなくしてみんなで町をきれいに

最近、町内のあき地、道路河川、その他公共用地にごみが捨てられきたなくなるばかりか、善良な町民がたいへん迷惑をしています。

町民のひとりひとりが郷土愛の精神をもって、きれいな住みよい町づくりのために、お互いに注意し、ごみの不法投棄は絶対やめましょう。

＝ご存知ですか＝

本年一月から、郵便物の最少制限が変わり、短辺九センチ、長辺十四センチ以下の封筒やはがきは、郵便物として取り扱わなくなりましたので、お手持ちの封筒などをご使用になるときはじゅぶんご注意ください。

もし、この最少制限以下のものを郵便物としてお出しになるときは短辺六センチ、長辺十二センチ以上のあて名札を付けてください。

なお、最少制限以下の郵便物の差し出しがあったときは、郵便局では差出人のかたにお返ししていますが、差出人の住所氏名の記載のないものは、三か月保管し、その間にお申し出のないものは焼却しますので、一月以降にお出しになられたかたで心あたりのかたは、当局郵便課（八三一三〇五五）までお申し出ください。

このように、差出人の住所氏名は、郵便物が万一あて先に配達できないときは、唯一の手がかりとなるものですから、あて名と同様正確にお書きください。また、郵便番号もお忘れなくご記入ください。

調布郵便局

職員募集

■昭和四十四年度　新規採用

職種　一般事務職員、技術職員、消防職員

資格　昭和四十年三月以降の高校、大学卒業者と、昭和四十四年三月高校、大学卒業見込みのかた（消防職員は高校卒以上の三十歳未満の男子）

待遇　狛江町正規職員とする

給与　狛江町給与規定による

提出書類　履歴書写真（添付）

応募期間　昭和四十四年三月十五日まで

■清掃作業員

年齢は四十歳未満の身体強健な男子で、学歴は問いません。締め切りは三月十五日まで

詳しいことは総務課人事係へお問い合わせください。

アルバイト募集

職種　予防接種補助員

資格　看護婦（準看護婦を含む）や助産婦の資格を有する女子で、年齢は二十歳から四十歳未満のかた

勤務時間　午後一時～午後四時

賃金　日額　九百円

募集人員　若干名

来庁の際には免許証をご持参ください。

なお、詳しいことは衛生課へお問い合わせください。

今月の相談

■法律相談

日時　三月十三日（木）
　　二十七日（木）
　　午前九時～十二時

場所　役場

担当　弁護士　毛利秀之氏

■行政苦情相談

日時　三月二十日（木）
　　午後一時～四時

場所　役場

担当　行政苦情相談員
　　宮崎　武雄氏

■人権身の上相談

日時　三月二十日（木）
　　午後一時～四時

場所　役場

担当　人権擁護委員
　　本領信次郎氏
　　吉原　隆次氏

■育児・家族計画相談

日時　三月　五　日（水）
　　午後一時～二時三十分

場所　狛江町集会所

対象者　生後三か月目の赤ちゃん、未熟児、発育のよくない赤ちゃん

持参するもの　母子健康手帳
　　その他ミルク、おむつなど